

拠点整備支援の認定申請に関するQ&A

2025年4月24日時点版

※本Q&Aは2025年4月24日時点での状況に基づき作成したものであり、制度運営や関係各所との調整によって追加・修正を行うことがあります。

番号	質問	回答
<b>1. 支援対象について</b>		
1-1	低炭素水素等供給事業者となり得る主体はどのような事業者か。また、低炭素水素等供給事業者のうち申請者となるべき事業者は何か。	低炭素水素等供給事業者は、低炭素水素等を国内で製造し、又は輸入して供給する者を指し、これらの事業者は申請者となる必要があります。 この際、申請した低炭素水素等供給等事業計画（以下、「計画」）を運営するために設立する特別目的会社等（以下、「SPC等」）の法人が申請者となる場合は、そのSPC等の主たる出資者も当該SPC等と連名で低炭素水素等供給事業者として申請してください。それ以外のSPC等の出資者及び輸入して供給する計画の製造事業者は、事業者の判断により任意で申請者に含むことができます。
1-2	低炭素水素等の卸売事業者は、低炭素水素等利用事業者に該当するののか。	低炭素水素等利用事業者とは、エネルギー又は原材料としての低炭素水素等の利用（水素ステーションの運営事業含む）及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業者です。卸売事業者は、原則として法第七条第3項に記載のある低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者以外の者が行う、低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売を行う事業者（法第七条第3項に規定する者）に該当します。
1-3	低炭素水素等供給事業者と低炭素水素等利用事業者が同一の事業者となることは可能か。	可能です。なお、低炭素水素等を脱炭素化が困難な分野・用途にも供給することは必須の要件としています。
1-4	共同申請者となる低炭素水素等利用事業者には、何らかの責任が課されるののか。	認定供給等事業計画（以下、「認定計画」）に従った低炭素水素等利用事業の実施、申請者として定められた手続きの履行等の実施主体としての責務が生じます。
1-5	拠点整備支援の助成金の交付対象事業者は、どの事業者となるののか。	認定供給等事業者のうち、供給等施設を整備し、所有する事業者を想定しています。認定供給等事業者には、認定計画に係る低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者又は第七条第3項に規定する者がなることが可能であり、様式第一の「1 名称等」に明記する必要があります。JOGMECへの複数事業者による共同での助成金交付申請に当たっては、代表申請者を決めてください。
1-6	複数の利用事業者のうち、共同申請者となる利用事業者はどのように決定すべきか。	共同申請者となる利用事業者について要件は設定しませんが、水素等の利用を通じたGXの実現を目指す制度であることを鑑み、計画全体の中で主として利用が見込まれる事業者や脱炭素化が困難な分野・用途に水素等を利用する事業者等が共同申請者となることを想定しています。なお、交付金の交付対象は【1-5】となりますので、あわせて確認の上、共同申請者を決定してください。
1-7	副生水素は、低炭素水素等に該当するののか。	法第二条第1項に定められた要件に適合する副生水素は、低炭素水素等に該当します。
1-8	国内で得られた副生水素を供給する事業は低炭素水素等供給事業に該当するののか。	国内で得られた副生水素を供給する場合、低炭素水素等供給事業者は主製品として低炭素水素等の製造を行っていないため、低炭素水素等供給事業者に該当しません。
1-9	供給開始時点では全量をアンモニアで供給し、アンモニアクラッキングが稼働できる状態となった時点で、一部を水素として供給する計画は認められるか。	認められますが、拠点整備支援は、2030年度までに供給を開始する見込みの計画を支援する制度であるため、2030年度までに利用開始を見込む低炭素水素等利用事業へ供給を行う供給等施設を支援対象として想定しています。アンモニアクラッキングの稼働の見込みが2031年度以降の場合、稼働後に利用を開始する供給等施設については、原則として支援対象には含まれません。 2030年度までにアンモニアクラッキングが稼働する場合は、計画に転換日及び転換後の水素等の供給量を定量的に織り込んだ上で、それに対応する供給等施設を記載して申請してください。なお、アンモニアクラッキング稼働後、それまでに支援を受けて整備した供給等施設を使用しなくなる計画の場合は、経済効率が低いと評価される可能性があります。また、助成を受けた財産について、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（経済産業省通達）」に沿った対応を行っていただく可能性があります。

1-10	外航船への燃料供給を行うことを目的とした供給等施設は支援対象になるのか。	低炭素水素等の要件には我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められることが含まれており、我が国で二酸化炭素の排出量を計上していない分野・用途への供給を行うことを目的とした供給等施設は支援対象外です。従って、外航船への燃料供給を行うことを目的とした供給等施設は支援対象外です。
1-11	外航船への燃料供給を行うことを目的とした供給等施設は、拠点整備支援の支援対象外となるが、当該施設を国内の産業用途としても利用するために整備する場合、その整備費用は拠点整備支援の支援対象になるか。	計画の用に供する施設とそれ以外の施設とが区分し難いときは、適正な比率をもって按分するものとします。適正な比率の考え方の例としては、例えば、計画の実施に必要な供給等施設において、低炭素水素等でない水素等の供給も計画する場合は、計画に記載された2030年度の低炭素水素等供給予定量の割合を持って、費用の按分を行う方法が考えられます。なお、本按分方法を取った上で、計画変更を行うなど、供給等施設の建設中に計画に記載された2030年度の供給予定量に変更がある場合、更新された供給予定比率をもって按分費用の再計算が必要になる可能性があります。供給等施設の建設中に費用の概算払を受け、建設終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合、過大分については返還請求を行う可能性があります。
1-12	計画に記載していない低炭素水素等利用事業者に対する供給のための施設は支援対象になるのか。	支援対象とはなりません。拠点整備支援を受ける供給等施設を用いて供給する予定の低炭素水素等の利用事業者は計画に含めていただく必要があります。計画認定後、計画に記載されていない低炭素水素等利用事業者へ販売する場合は、法第八条に基づき、所定の手続きを行う必要があります。所定の手続きを経た場合、原則として助成金の返還を求めることはございません。
1-13	計画に従って供給する低炭素水素等と同計画外で供給する水素等を輸送等に際して混合することは認められるのか。	認められます。輸送等の際に低炭素水素等と計画外で供給する水素等を混合した場合であっても、混合前のそれぞれの水素等についての炭素集約度と量が峻別でき、その根拠を合理的に示せるように管理してください。
1-14*	拠点整備支援を希望する供給等施設において、計画に基づき供給する低炭素水素等に代替して同計画外で調達した水素等（低炭素水素等の該当の有無を問わない）を低炭素水素等利用事業者へ販売することは可能か。	低炭素水素等の供給が途絶えた場合などの一時的な供給は認めますが、一時的な供給と言いたい場合は、法第八条に基づき、所定の手続きを行う必要があります。なお、低炭素水素等でない水素等（炭素集約度の実績値が法律施行規則第三条で定める各低炭素水素等の1kgの製造に伴って排出される二酸化炭素の量（以下、「基準値」という。）を超過した水素等）の供給を行った場合には、4-10も参照してください。
1-15	低炭素水素等を輸入して供給する計画において、外航船での二港揚げ又は内航船での転送に要する費用を輸送費として拠点整備支援を受けることは可能か。	二次輸送に要する内航船の建造費は支援対象となり得ますが、内航船の整備費や燃料費は対象となりません。また、輸送運賃等の形で建造費、整備費、燃料費が混ざっており、建造費の根拠資料の提出が難しい場合は、支援対象外となります。なお、外航船による二港揚げに要する費用は拠点整備支援対象外の費用です。
1-16	申請前に低炭素水素等の継続的な供給に必要な供給等施設の投資決定済みの場合、支援対象に含まれるのか。	支援対象は計画認定以降に投資判断・契約に至る案件に限ります。JOGMECによる交付決定日以降に発注・契約等（発注先に対して発注意思を書面若しくは口頭で表明する内示行為も「発注」とみなします）が行われた経費が支援対象となるため、交付決定日以前に発注・契約等を行った経費は、原則として対象となりません。なお、本事業の必要性・緊急性に鑑み、JOGMECに事前着手届出を行い、JOGMECから事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日」として認める日（計画の認定日以降を予定）」以降に発生した経費等についても支援対象として認める場合があります。
1-17	令和7年度の水素等拠点整備支援事業は、予算の成立等をもってFEED支援のみを実施する予定とのことだが、EPCの内容を記載した計画は認められるか。	認められます。拠点整備支援を希望する場合、別紙2の提出が必要であり、EPCの内容の記載も必要です。
1-18	FEEDとEPCの間にステージゲートは設けられるのか。	計画の内容に変更が生じた場合は、法第八条に基づく所定の手続きを行う必要がありますが、FEEDとEPCの間にステージゲートは設けません。
1-19	FEEDの予定期間が令和7年度と令和8年度にまたがる計画は認められるか。	計画におけるFEEDの予定期間を令和7年度と令和8年度にまたがる形で設定することは可能ですが、令和7年度の拠点整備支援事業の事業期間は、令和8年2月末までに完了する必要があります。

1-20	2031年度以降、段階的に立ち上がる需要は支援対象になるのか。	<p>拠点整備支援は、2030年度までに供給を開始する見込みの計画を支援する制度であるため、2030年度までに利用を開始する見込みの低炭素水素等利用事業へ供給等を行う供給等施設を支援対象として想定しています。このため、2031年度以降に利用を開始する見込みの低炭素水素等利用事業、すなわち2031年度以降に段階的に立ち上がる需要のための供給等施設については原則として支援対象外です。</p> <p>なお、支援対象事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難いときは、適正な比率を持って按分するものとします。</p> <p>(按分の比率設定の例)</p> <p>最大供給量10万t/年の拠点(拠点整備費用500億円)を2029年度に完工し、2030年に供給量1万t/年、2040年に10万t/年に到達する計画の場合、低炭素水素等供給予定量の割合を按分比率として用いて、拠点整備支援の希望する供給等施設の対象経費を算定(500億円×1万t/10万t)。</p>
1-21	申請時に計画する供給等施設の低炭素水素等の供給予定量は、全量に対して低炭素水素等利用事業者を確保する必要があるか。	全量に対して供給先を記載する必要があります。申請書に記載された供給先・供給予定量に対応した供給等施設に対して支援します。必ずしも申請時まで低炭素水素等利用事業者と売買契約の締結までに行っている必要はありませんが、認定計画の事業実施期間に亘って供給の確度が高い計画及び経済性の高い計画を評価します。
1-22	ある低炭素水素等利用事業者が複数の計画において低炭素水素等利用事業者になる場合に、各計画で需要量の全量を記載することは可能か。	低炭素水素等利用事業者が複数の計画に、特定の同一の利用を想定して計画を記載することは可能ですが、全ての計画が採択された場合は、認定された利用量の全量を利用する必要があります。また、全量の利用が見込めない場合等には、需給の確度の観点で評価が劣化する可能性もあります。
1-23	拠点整備支援に係る計画の申請時に記載する供給等施設の低炭素水素等の供給予定量は、価格差に着目した支援に係る計画に記載する供給予定量と合わせなければならないか。	合わせなくとも構いません。
1-24	点検用のタンク等の予備の施設は支援対象となるのか。	予備の施設は支援対象外です。拠点整備支援は、2030年度までの供給開始が見込まれる計画の実施に必要な供給等施設を支援対象として想定しており、供給を継続するにあたっての必要性及び適切性の確認ができた供給等施設のみを支援します。
1-25	令和7年度水素等拠点整備支援事業(FEED支援)の助成率は何か。	助成率は1/2です。
1-26*	令和7年度の拠点整備支援を希望しない場合でも、今回の申請期間中での申請が必要か。	水素社会推進法に基づく拠点整備支援を受けるには、本計画認定制度に基づく認定を受ける必要があるため、令和7年度の支援希望の有無にかかわらず、拠点整備支援を希望している場合は、今回の申請受付期間に提出してください。
<b>2. 認定申請の方法について</b>		
2-1	申請から認定又は不認定となるまでのスケジュールはどのような想定か。	申請から採択については、専門的知見を有する第三者の意見も聴きながら、条件が揃い、採択可能となった計画から順次、採択を行います。審査結果は、認定等に関する省令第三条に従って、認定の場合は認定書を、不認定の場合は通知書を交付します。申請受付期間については資源エネルギー庁のウェブサイトでご確認ください。
2-2	早く申請をしたほうが計画認定に有利か。	申請順に審査に着手しますが、申請時期は審査に影響しません。
2-3	同一の水素等サプライチェーン案件において、拠点整備支援や価格差に着目した支援、脱炭素電源オークション、JOGMECやGX推進機構の出資・債務保証等を併用利用することは可能か。	同じサプライチェーン案件にて、拠点整備支援とあわせて、価格差に着目した支援、長期脱炭素電源オークション、出資・債務保証等他の関連制度を利用することは可能です。なお、拠点整備支援の支援額は、他の関連制度と対象経費に重複が発生しないよう計算します。詳細は各執行団体にお問い合わせください。
2-4	価格差に着目した支援制度と拠点整備支援制度の両制度に申請を行う場合、別計画として申請をすることは可能か。	別計画として申請することは可能です。 価格差に着目した支援の申請受付期間内において、同じサプライチェーン案件で、両制度の申請を希望する場合、1つの計画として申請することが可能です。既に、価格差に着目した支援制度の申請を提出している場合には、別計画として申請してください。 価格差に着目した支援の申請受付期間終了後は、拠点整備支援を希望する計画とあわせて価格差に着目した支援を希望する計画を提出することはできません。

2-5	先に価格差に着目した支援制度の計画を申請した後、別計画として拠点整備支援制度の計画を申請する場合、2つの計画の様式第一の内容が同一である必要があるか。	別計画として審査いたしますので、内容が同一である必要はありませんが、同じサプライチェーンに係る計画の場合は、価格差に着目した支援に係る計画と拠点整備支援に係る計画で連携した審査を行いますので、内容に齟齬がある場合、確認・補正指示をさせていただくことがあります。
2-6	申請に際して提出する書類のうち、その内容に明確な定めのない書類は、どのような基準で提出すべきか。	申請書に記載されている内容の正当性を疎明できる書類を任意でご提出ください。なお、審査の過程で追加資料の提出を求める場合があります。
2-7	申請時に提出した申請書一式は一般公開されないか。	計画が認定された場合に限り、認定の日付、計画認定番号、認定供給等事業者の名称及び計画の概要が公表されます。従って、申請書一式は公表されません。
2-8	申請時に提出する情報はどのように取り扱うのか。	申請のあった計画及び添付書類、審査期間中にヒアリング等を通じて提供のあった情報に関しては、国家公務員法第百条等の法令を遵守し適正な管理を行います。
2-9	申請書に記載する事項に関して、全ての関係者から同意を得ている必要があるのか。	申請書に記載する事項は、その交渉状況を含め事実を記載ください。申請書の内容と異なる事実関係が判明した場合、認定前であれば不認定、認定後であれば認定取消及び助成金返還の対象となり得ます。
2-10	情報管理の観点から1つの計画であっても低炭素水素等供給等事業者の各事業体がそれぞれの記入部分を別々に申請することは認められるのか。	同一の計画を別々に申請することは認められず、代表申請者が情報を統合してご提出下さい。全申請者が申請書に記載された全ての情報を把握している必要はございません。
2-11	申請開始以降、経済産業省に対する接触制限を設けるのか。	申請開始以降も、制度内容の確認等で相談することは可能です。詳細は資源エネルギー庁のウェブサイトでご確認ください。
2-12	申請書は日本語以外での記載も可能か。また、添付資料についても日本語以外の書類を提出することは可能か。	申請書は日本語での記載をお願いします。なお、添付書類については英語の記載も可としますが、日本語で概要を付してください。
2-13	Gビズで計画の申請手続きを行えるのはどの事業者か。	申請だけでなく計画変更において必要な手続きもGビズ上で行うため、代表申請者が申請をしてください。なお、代理申請は認めていません。
2-14	どのような頻度で助成金が支払われるのか。	助成金の支払いは、原則、助成事業終了後、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となります。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もあります。また、特に必要と認められる場合に限り、事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、年間4回（機構が指定した時期）を上限に当該部分にかかる助成金が支払われることもあります（概算払）。ただし、計画提出段階において、概算払を前提とした計画を立てることは認められません。また、事業終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合、過大分については返還請求書に基づき、期日までに返還してください。
2-15	請求書等の各種証憑を提出後、どれぐらいの期間で助成金が交付されるのか。	助成金の支払いについては、不備のない請求書及び各種証票をご提出いただいた後、1ヶ月を目処として月末に支払うことを想定しています。年度末の支払いについては、2月末までに通年の実績報告書及び証票を提出いただき、JOGMECによる確定検査を経て、3月末までに支払うことを想定しています。
2-16	助成金を外貨で受領することはできるのか。	できません。
2-17	供給等施設の取得においてリース会社を利用することは可能か。	供給等施設の取得においてリース会社を利用する場合は、リース会社を様式第一の「1 名称等」に含めて計画申請をしてください。リースの場合の助成対象は、リース会社が購入した供給等施設とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。リース料から助成金相当分が減額されることを証明できる書類（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提出してください。また、契約期間は、導入する供給等施設の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上としてください。割賦契約はリースには含みません。なお、建物の取得においてリース会社を利用する場合は、建物等取得費は助成対象とはなりません。

2-18	拠点整備支援を希望する供給等施設の建設費について、特命発注による見積金額を積算することは可能か。	建設費に限らず全ての費用に関して、一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合は特命発注による見積金額の積算が認められます。それ以外は費用の妥当性を確認する観点から一般の競争に付すことを求めます。費用の精算に当たっては、売買、請負その他の契約をする場合、一般の競争に付さなければなりません。ただし、運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、入札に準じた形で複数見積を取得することが原則となります。複数見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として助成対象外となります。過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められません。また、見積取得に当たっては、見積業者に対して同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施することが必要です。
<b>3. 支援措置の条件について</b>		
3-2	同一のサプライチェーン案件については、価格差に着目した支援に係る計画と拠点整備支援に係る計画で連携した審査を行うとのことだが、例えば価格差に着目した支援の計画が先に認定を受けた場合、拠点整備支援の計画審査の際に評価されるのか。	価格差に着目した支援の認定を受けていることは、拠点整備支援の計画の審査において、必須項目や評価項目にはなっていない。一方、両制度で共通の評価項目があるため、価格差に着目した支援の審査で評価された計画が拠点整備支援の審査においても評価される可能性はあり得ます。
3-3	安全に関する法令の許認可等の取得見込みについて、計画認定の後、適用法令や許認可時期が変更等した場合、どうなるのか。	保安法令の許認可等の取得について、計画認定の後、適用法令や許認可時期等が変更になったとしても、直ちに認定を取り消されることはありません。ただし、安全に関する法令の許認可等の取得について適切に実施されているか計画認定後も必要に応じ確認させていただくとともに、認定計画に従って低炭素等水素等供給事業が実施されていないと認められるときは、事業実施が困難として認定を取り消す場合があります。
3-4	基本方針にて必須要件として低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間1万tを超えることと定められているが、いつ時点で1万tを超過する必要があるのか。	拠点整備支援を受けようとする場合は、2030年度時点で年間1万t以上を供給する計画である必要があります。ただし、供給等施設の試運転等による段階的な供給の立ち上がりには柔軟に対応していく方針です。
3-5	2030年度の供給量は、供給開始日が2030年度のどの時点であっても1万tの供給が求められるのか。それとも、日割り年換算で1万tを超過していれば要件は充足されるのか。	2030年度の供給量は日割りで年換算します。供給開始日から2030年度末までの供給量を年換算して1万tを超える必要があります。試運転期間中の供給を供給開始に含めることは可能です。
3-6	基本方針に要件の一つとして「鉄鋼・化学・運輸といった脱炭素化が困難な分野・用途に供給していること。」と定められているが、上記産業は例示でありこれら以外の産業も支援対象に含まれるのか。	鉄鋼・化学・運輸は例示であり、低炭素水素等によらなければ脱炭素化が困難な分野・用途への供給が支援対象となります。
3-7	産業用の自家発電は脱炭素化が困難な分野・用途に該当するのか。	同一所内での利用を目的とした自家発電は脱炭素化が困難な分野・用途に該当します。
3-8	同一の計画において複数の地点に低炭素水素等を供給する際、各供給地点で脱炭素化が困難な分野・用途に属する需要家に供給することが求められるのか。	計画全体の中で脱炭素化が困難な分野・用途に属する需要家が存在することを求め、各地点に同需要家が存在する必要はありません。計画全体として、供給する低炭素水素等をどのような用途に供給しているかは評価の対象となります。
3-9	拠点整備支援の支援対象は、複数の低炭素水素等利用事業者が共同して使用するものとされているが、どのような説明資料の提出が必要か。	支援を希望する供給等施設の構成図や地図、契約書（契約書未締結の場合はLOI等）等、複数の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する施設であることを説明する資料をご提出ください。
3-10	10年間の供給継続期間に亘り行う供給に関して、最低供給量等の供給条件はあるのか。また、経済性を確保できる市場が形成されていない場合等に備えて停止条件等を予め計画に含めることは認められるのか。	当該期間の供給量は、供給開始時供給量を維持・拡大することが期待されますが、計画において任意に定めることが可能です。認定計画に従って低炭素水素等の供給が困難な場合には、法第八条に基づく所定の手続きを行う必要があります。協議の結果、変更が認められないにも拘わらず、認定計画に沿った低炭素水素等の供給が困難な場合には、認定取消及び助成金の返還の対象となる可能性があります。また、計画に予め停止条件等を設定することは認められません。
3-11	SPC等を低炭素等供給事業者にする場合、同SPC等の出資者に外資系企業を招聘することは可能か。	同SPC等の出資者に外資系企業を招聘することは可能であり、出資比率、出資者の国籍及び同SPC等の国籍の制限もありません。

3-12	助成金を受領主体である低炭素水素等の国内製造、又は輸入して供給を行う事業者がSPC等の場合、当該SPC等の親会社は何らか義務の履行が求められるのか。	助成金の適正な交付を行うため、助成事業者がSPCである場合や認定後SPCを新たに設立し、承継手続きを行う場合等において、当該助成事業者の親会社等の弁済能力を有する事業者に対して、助成金の返還その他の交付決定等に関連して行う処分により生じる義務の履行を求めることがあります。そのため、同SPCにおいて将来的に助成金返還事由が発生した場合に上記義務の履行に係る保証の差入れを行う旨の誓約を、認定に際し求めます。
3-13	低炭素水素等供給事業者はGXリーグへの加入又はそれに準じた取組を求めるとのことだが、SPC等が低炭素水素等供給事業者となる場合、GXリーグへの加入等は不要か。	基本方針に記載の通り、支援を受けようとする低炭素水素等供給事業者は、二酸化炭素の排出を削減するための取組を求めます。
3-14	判断基準にて、低炭素水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量の算定方法は、国際標準化機構が定める規格で算定することとあるが、具体的に何を指すのか。	現時点では、ISO14067及びISO/TS 19870等の規格が定める方法により、水素等の製造等に伴って排出される温室効果ガスを算定いただくことを想定しています。
3-15	海外からアンモニアを輸入し、国内でアンモニアクラッキングを行うとき、「水素を輸入して供給する事業」として申請する場合と、「水素を国内で製造して供給する事業」として申請する場合で、炭素集約度の測定範囲は変わるのか。	海外からアンモニアを輸入し、国内でアンモニアクラッキングを行うときは、「水素を輸入して供給する事業」又は「水素を国内で製造して供給する事業」のいずれの場合においても、炭素集約度の測定範囲は、海外の水素製造までのWell to Gateであり、3.4kg-CO2e/kg-H2を下回る必要があります。

4. 変更手続について		
4-1	申請以降の計画変更は可能か。	計画の申請から認定までの間、申請者による自由な申請内容の修正は認められないため、内容を精査してご提出ください。なお、経済産業省との協議を踏まえ認められた申請情報のアップデートや、経済産業省の補正指示に基づく申請内容の修正は認められます。認定後は、法第八条に基づく所定の手続きを行う必要があります。
4-2	法第八条で定める軽微な変更にはどのような事象が該当するのか。	同条に定める軽微な変更には、認定供給等事業者の氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更、その他認定計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更が該当します。
4-3	本制度の申請後に価格差に着目した支援及び長期脱炭素電源オークション等の他制度が不認定となった場合など、認定前に本制度の申請取り下げは可能か。また、認定後の認定計画の廃止が認められるか。	認定前の場合は、計画の申請を取り下げることが可能です。認定後の場合、申請者による自由な計画の取下げはできません。認定事業者が辞退する場合を含め、認定計画に沿った事業継続が困難と判断された場合、認定取消になる場合があります。なお、他制度が不認定になったことにより認定取消を行った場合、完了したFEEDに係る助成金返還は求めません。
4-4	FEEDを実施した結果、認定計画に沿った事業の実施が困難と判断した場合、認定計画の廃止が認められるか。	認定事業者が辞退する場合を含め、認定計画に沿った事業継続が困難と判断された場合、認定取消になる場合があります。なお、完了したFEEDに係る助成金返還は求めません。
4-5	低炭素水素等の供給開始が計画から遅延し、かつ2030年度を超える場合は、計画変更が認められるのか。また、低炭素水素等の供給開始が計画から遅延するも、2030年度を超えない場合は如何か。	本制度は認定計画に従って低炭素水素等を供給する事業を支援するため、供給開始が遅延した場合、法第八条に基づいて供給開始日の変更の手続きを行う必要があります。供給開始が2030年度を超える場合は、供給開始日の変更が認められない可能性があります。
4-6	不可抗力事由の対象となる事象は何か。	不可抗力事由と認められる場合は、認定供給等事業者が注意を怠らなかつたにもかかわらず、①予見不可能な法令・政策の変更又は政府・機構の措置若しくは不作為に起因するあらゆる事象・状況、②自然災害（周辺インフラ利用不能等）、③戦争等により、認定計画に係る低炭素水素等供給等事業の実施が困難となった場合です。不可抗力事由が発生した場合、JOGMEC及び経済産業省と対応を協議することができます。認定供給等事業者の責めに帰さない不可抗力事由以外の事由により、認定計画に係る低炭素水素等供給等事業の実施が困難となった場合、政策趣旨に資するときに限り、不可抗力事由に準ずる対応が可能です。
4-7	計画の申請後にSPC等を新設し、申請者となっている低炭素水素等供給事業者が当該SPC等に対して低炭素水素等供給事業を事業譲渡することは可能か。	申請から認定されるまでの間は、【4-1】の回答と同様です。認定後は法第九条に基づき、所定の手続きを行い、主務大臣の承認を受けた場合は、事業譲渡が可能です。主務大臣の承認に当たっては、認定計画が当該変更後も基本方針等に則した内容で遂行されること等を要件とします。
4-8	計画の申請以降に、低炭素水素等供給事業者となるSPC等の出資者の変更は可能か。また、変更にあたり必要な手続きは何か。	申請から認定されるまでの間は、【4-1】の回答と同様です。認定後において、SPC等の出資者の変更は可能です。SPC等の出資者を変更する場合は、法第八条に基づく所定の手続きを行う必要があります。当該変更に当たっては、認定計画が当該変更後も基本方針等に照らして適切な内容で遂行されること等を要件とします。

4-9	拠点整備支援を受けた供給等施設を利用開始した後、炭素集約度の実績が基準値を上回った場合はペナルティがあるのか。	炭素集約度の実績値については、10年間の供給継続義務の期間中、毎年度、実施状況報告書で報告いただきます。計画に記載した炭素集約度が実績を継続的に上回っている場合は、認定取消の対象になり得ます。ただし、一時的な炭素集約度の基準超過を、事業者負担により、適切と認められるクレジット調達等で基準値以下に補正した場合に支援対象とすることについて、今後のクレジットの要件等に関する国際的な議論を踏まえながら、検討します。
4-10	水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量を一定の値以下にするために非化石証書の購入を検討しているが支援対象に含まれるのか。	判断基準の通りに非化石証書に準ずる証書の使用は認められています。非化石証書に準ずる証書とは、ISO14064-1:2018のAnnex Eに規定されている基準を満たす等、電源情報を確認できる証書を想定しております。
4-11	助成金の返還対象となり得る事象はなにか。	供給事業者の故意の供給途絶等、認定計画に従った事業運営が行われていないと認められる場合に、助成金の全部又は一部の返還を求める可能性があります。
4-12	認定計画に記載のない収益を得た場合に、返還義務等は生じるのか。	拠点整備支援では、事業化により収益を得られたと認められる場合であっても収益納付は求めません。
4-13	拠点整備支援を受けた供給等施設を処分したい場合の手続はどのようにしたらよいか。	供給継続期間（財産取得後10年間）においては、法第八条に基づく所定の手続きを行う必要があります。また、助成金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。経済産業省通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」を参照して対応してください。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。
<b>5. 定期報告について</b>		
5-1	操業開始後に炭素集約度の提出義務はあるのか。提出義務がある場合は提出頻度はどの程度か。	年度毎にJOGMECが指定する日までに十分な審査能力を有する外部評価機関によって確認を受けた炭素集約度の実績報告を求めます。
5-2	拠点整備支援を受けた供給等施設による水素等の供給実績の確認を行うのか。	計画の進捗管理のため、供給実績の確認を行います。
5-3	供給量はどの時点で確定するのか。	低炭素水素等利用事業者に引き渡しを行った時点です。

\*: 2025/4/24 追加